

保護者の皆様へ

幼児教育・保育無償化に伴う 子育てのための施設等利用給付認定手続きについて

幼稚園に入園が決まったら、次の手続きが必要です。

- 従来制度幼稚園に通う子どもの保護者は、施設利用費の給付を受けるために「施設等利用給付認定」の手続きが必要になります。この認定手続きは新たに入園する方は全員行う必要があります。

認定区分は以下のとおりです。

認定区分	給付を受けられる費用	対象となる子ども
新1号認定	・ 保育料等に対する補助	満3歳以上の就学前の子ども
新2号認定	・ 保育料 ・ 預かり保育の利用料	3歳児クラス以上で保育が必要な子ども
新3号認定	・ 保育料 ・ 預かり保育の利用料	満3歳の保育が必要な子どもで住民税非課税の世帯

●申請書の提出について

子育てのための施設等利用給付を受給するためには、事前に申請し認定を受ける必要があります。

新1号認定は原則入園日まで、新2号・新3号認定は利用開始希望日までに、在園施設に申請書を提出してください。新2号・新3号認定を希望する場合で、勤務証明書等保育必要事由の確認書類が遅れる場合はあらかじめお申し出ください。

【提出書類】

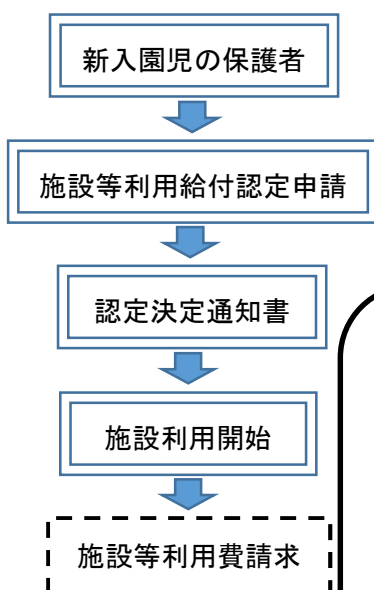
- ・ 子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・ マイナンバー本人確認書類
- ・ 保育が必要な事由を証する書類（新2号または新3号認定を申請する方のみ・裏面参照）

●新2号・新3号認定の給付対象となる金額

預かり保育利用料のうち、日額450円×利用日数（上限：新2号月額11,300円、新3号月額16,300円）

新1号認定を含む、従来制度幼稚園の教育（新1号）認定部分は月額25,700円が給付の上限額になります。

●認定申請の流れ



1. 幼稚園を通じて「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を受け取ります。
2. 申請書に必要な事項を記載し、幼稚園に提出します。
新2号又は新3号認定を申請される場合は、保育の必要性を確認する書類の添付が必要です。
3. 幼稚園を通じて施設等利用給付認定決定通知書を受け取ります。

施設等利用給付認定の認定有効期間

新1号認定の有効期間は入園した日から小学校就学前までを基本とします。

新2号または新3号認定の有効期間は、保育が必要な事由が備わっており、幼稚園に申請書を提出した日以降が認定開始日となり、認定終了日は、保育の必要性の理由によって異なります。

※新2号または新3号認定は、幼稚園への提出日より前に遡って認定することはできません。また、認定開始日より前の利用は給付対象になりませんのでご注意ください。

●保育の必要性

保護者のいずれもが、下記「保育が必要な事由」のいずれかに該当することが要件です。

<保育が必要な事由>

- ① 就労……………月64時間以上の就労を常態としている
- ② 就学……………学校教育法に基づく学校や職業訓練校への在学
- ③ 介護・看護…長期にわたる病気や心身に障がいをもつ同居親族の介護・看護
- ④ 妊娠・出産…妊娠中または出産後間がなく保育が困難
- ⑤ 疾病・負傷…疾病を患っているまたは負傷中
- ⑥ 障がい……………身体や精神に障がいをもつ
- ⑦ 災害……………震災/火災/風水害その他の災害の復旧作業
- ⑧ 求職……………継続的な求職活動
- ⑨ 育児休業………育児休業中（新規申請は新認定取得前から教育保育施設を利用しており、引き続き同じ施設を利用する場合に限る）
- ⑩ その他 ………上記のほか、類するものとして明らかに家庭で保育が困難であると認められる場合

●保育が必要な事由を証する書類

保育必要事由	認定期間	確認書類
① 就労	勤務が継続する期間	就労証明書（市様式、提出日前3か月以内に記載されたもの） ※自営業の場合、事業主・専従者を証明する書類を上記に加えて提出する必要があります。
② 就学	就学先の卒業又は修了の日が属する月の末日まで	在学証明書 加えて 授業カリキュラム等の拘束性が確認できる資料
③ 介護・看護	介護・看護を必要とする期間	介護・看護状況申告書（市様式） 加えて いずれか1つ ・要介護認定のある介護保険被保険者証の写し&ケアプランの写し ・医師診断書（原本） ・障がい者手帳等の写し、障がい福祉サービス利用計画の週間計画表（写）等
④ 妊娠・出産	出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日の属する月の初日から、出産日の8週間後の日の属する月の末日まで	いずれか1つ ・医師診断書（原本） ・母子健康手帳の写し
⑤ 疾病・負傷	医師の診断書に記載された期間	・医師診断書（原本） ・家庭での保育が困難である旨の記載があるもの
⑥ 障がい	心身に障がいをもつ期間	障がい者手帳の写し
⑦ 災害	市長の認める期間	り災証明書
⑧ 求職	認定開始日から起算して3か月を経過する日が属する月の末日	誓約書（市様式）
⑨ 育児休業	育児休業を取得する期間	<変更申請の場合> ・育児休業（雇用）証明書（市様式） <新規申請の場合> ・就労証明書（市様式、提出日前3か月以内に記載されたもの） ・育児休業時点で在園が証明できる書類（在園証明書など）
⑩ その他	市長の認める期間	家庭での保育が困難と認められる資料

※認定後、保護者の保育の必要性について変更があるがある場合や世帯の状況等が変更となった場合は、「施設等利用給付認定申請書変更届」と必要に応じて変更内容を証明する書類を幼稚園にご提出ください。